明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国家戦略特別区域計画を認定した件（**内閣府**七〇、七一）　一
○国家戦略特別区域計画の変更を認定した件（**同**七二～七六）　二
○保安林の指定をする件（**農林水産**五二九）　二
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（**同**五三〇）　三
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（**国土交通**三五〇～三五三）　三
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**三五四、三五八）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**三五五～三五七、三五九～三六二）　三
○都市計画に関する件（**中部地方整備局**六一）　六
○道路に関する件（**近畿地方整備局**九二、九三）　六
○道路に関する件（**九州地方整備局**七七、七八）　六

〔国会事項〕　六
〔人事異動〕
最高裁判所　六
〔官庁報告〕
官庁事項
国家戦略特別区域法第二十七条の五の規定に基づく法人の指定について（内閣府）　七
〔公　告〕　七
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　七
特殊法人等
文部科学省共済組合定款の一部変更関係　三
会社その他